

高知大学国際交流基金規則

平成17年1月12日
規則第420号

最終改正 平成20年2月21日規則第128号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）における国際交流基金（以下「基金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 基金は、本学における国際交流事業を助成し、もって学術研究・教育の振興に資することを目的とする。

(基金の構成)

第3条 基金は、国際交流を目的として受け入れられた次の各号に掲げる資金により構成する。

- (1) 高知大学国際交流基金
- (2) 前号以外の国際交流のための寄附金
- (3) その他受入れが決定された資金

(基金の管理)

第4条 基金の管理は、学長が行う。

(助成対象事業)

第5条 第2条に規定する助成は、次の各号に掲げる事業を対象とする。

- (1) 外国の大学との間で協定を締結する事業及び当該協定に基づく事業
- (2) 外国人研究者の招聘事業
- (3) 外国人留学生への奨学事業
- (4) 外国へ留学する学生への奨学事業
- (5) 大学院生の研究発表を目的とする海外派遣事業
- (6) 外国人留学生の帰国後の協力関係の樹立・維持のためのフォローアップ事業
- (7) 職員の海外派遣事業
- (8) その他国際交流に必要な事業

(助成対象経費)

第6条 助成の対象となる経費は、前条各号に掲げる事業の実施に必要な経費とする。

(助成の実施)

第7条 前2条に定めるもののほか、第2条に規定する助成に関することは、高知大学国際交流基金管理委員会の議を経て、学長が定める。

2 高知大学国際交流基金管理委員会に関し必要な事項は、別に定める。
(事業年度)

第8条 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、高知大学国際交流基金管理委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年1月12日から施行し、平成16年10月1日から適用する。
- 2 高知大学国際交流基金規則(平成16年規則第61号)及び高知大学医学部国際交流基金規則(平成16年規則第215号)は、廃止する。
- 3 この規則施行前に高知大学国際交流基金規則及び高知大学医学部国際交流基金規則により行われた事業の実施については、この規則施行の日以降もなおその効力を有する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年7月26日規則第24号)

この規則は、平成18年7月26日から施行する。

附 則 (平成20年2月21日規則第128号)

この規則は、平成20年2月21日から施行する。